

京都府入札監視委員会（平成28年度第2回）議事概要

開催日時及び場所	平成28年11月4日（金） 午後1時30分～午後3時48分 京都府職員福利厚生センター 3階 （京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町）	
出席委員氏名（職業）	委員長 安 保 嘉 博（弁護士） 委員 伊多波 良 雄（同志社大学経済学部教授） 委員 壽 崎 かすみ（龍谷大学国際学部准教授） 委員 戸 田 圭 一（京都大学経営管理大学院教授） 委員 山 下 信 子（弁護士）	
議 事 概 要	1 開会 2 あいさつ（大石建設交通部理事） 3 議事 （1）入札及び契約手続の運用状況等について （2）抽出案件に関する入札経緯等について （3）次回抽出委員の選出等 （4）次回開催日程の調整 山下委員を選出（五十音順で持ち回り）	
審 議 対 象 期 間	平成28年4月1日～平成28年7月31日	
審 議 対 象 件 数	[工事] 257件	[物品] 116件
内 訳	一般競争入札	205件 78件
	指名競争入札	45件 18件
	随意契約	7件 20件
抽 出 案 件	5件	1件
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問	回 答 等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	○抽出案件に関する入札経緯等について 丹後広域振興局発注の随意契約案件について、随意契約の相手方選定の経過等を、次回委員会で再度報告していただきたい。	

別 紙

3 議事

(1) 入札及び契約手続の運用状況等について

意見・質問	回 答 等
<p>○落札率が上昇した原因について、最低制限価格を引き上げたことによるものということだが、当然予定価格も上がるものと想定される。もしそうならば、落札率は上昇しないと考えるが、落札率が上昇したのはどういう理由か。</p> <p>○最低制限価格を引き上げたのは、業者の保護が目的か。</p> <p>○府有資産活用課発注の随意契約案件について、採用率 96.9%は高くないか。</p>	<p>○低入札調査基準価格については、工事費を構成する直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費に掛け率を乗じて得た金額を合計して算出しています。今回の改正は、現場管理費の掛け率を引き上げるよう改正したものであり、調査基準価格は上昇したが、予定価格の変動はないことから落札率が上昇したものです。</p> <p>○工事の品質確保のためです。</p> <p>○採用率については、価格交渉をした結果 96.9%となっています。</p>

(2) 抽出案件に関する入札経緯等について

①桂川、弓削川他河川維持修繕工事… 一般競争

意見・質問	回 答 等
<p>○入札結果について、三者が最低制限価格同額での応札となっているが、こういうケースは起こりうるのか。</p> <p>○今回のような、年間を通じ緊急作業が生じたときに作業を要する工事の場合は、どのような積算が必要なのか。</p> <p>○建設工事であれば積算ソフトがあり、容易に積算できるが、本案件のような工事内容では、業者によって想定する作業回数、数量等に差異が生まれ、応札額は異なるのではないか。</p> <p>○入札参加可能業者数について、62者であるのに対し、参加申請業者数が7者であるのは少なくないか。</p>	<p>○契約済の工事の金入設計書については、情報公開請求により入手することができ、また、積算基準についてはホームページで公開しています。入札参加者はこれらを参考に積算することができ、積算能力も上がったこともあり、このような状況が起きているものと考えています。</p> <p>○例えば、河川の巡視であれば作業員の人件費やトラックの経費、また、大型土のうであれば製作、据付費用を積算します。</p> <p>○本工事の入札は、予定数量を示した上で総価で入札させて落札者を決定しますが、契約については単価契約とするものです。また、単位当たりの作業については、公告時に内訳を示しています。</p> <p>○本年度、管内を5区分して河川維持修繕工事を発注しており、その内の1つが本工事です。中でも本工事は、参加可能業者数を確保するため、施工場所の地理的要因等を考慮して、参加資格要件を緩和しました。時間・場所を問わず、迅速な対応が必要となる工事については、緊急連絡・動員体制や施工体制等を求めており、結果的に参加申請業者が7者となったものです。</p>

②国宝 清水寺本堂ほか8棟保存修理工事(奥院及び阿弥陀堂建築一式工事)

… 一般競争

意見・質問	回答等
○自動火災報知設備、電気設備工事の復旧を行っているが、全体に占める割合はどのくらいか。	○付帯的な工事であり、割合は小さいものです。

③管内一円小修繕(電気)工事… 指名競争

意見・質問	回答等
○応札者数について、辞退者数が13者と多い理由は何か。	○年間を通じて、昼夜を問わず緊急かつ迅速な対応が求められる工事であるため、企業が対応できる技術者数に限度があるからではないかと考えています。
○本工事の積算はどのように行われるのか。	○本工事は落札者と落札率を決定するために予定数量を示して総価を積算するものです。
○入札結果について、1者が入札書不着と記載されているがこのような事態は起こりうるのか。	○指名を受けた者は、本来、入札するか、辞退届を提出するかのいずれかの方法で、入札意思の有無を示す必要がありますが、入札書不着とはいずれの手続もとらなかったものです。
○照明1基あたりの取替費用はどのくらいか。	○リフト車の手配、人件費、交通整理を含めて、1基当たり約10万円です。
○業者選定理由に「休日、夜間を問わず緊急かつ迅速な対応が必要」とあるが、この様な限定をする必要はあるのか。また、もう少し具体的に定義すべきではないか。	○できるだけ、参加できる業者の幅を広げたいとは考えています。しかしながら、例えばトンネル内の照明が切れた際には、交通安全上、迅速に照明器具を交換する必要がありますが、また、府民からの要望も高まっていることから、夜間・休日を問わずという要件は必要であると考えています。 一般競争入札の場合は、入札公告において入札参加資格として具体的に示しています。
○照明器具等の不具合等については、業者の定期的な巡回によって確認されるものなのか。又は、住民からの連絡によるものなのか。	○多くは住民からの連絡によるものですが、土木事務所のパトロールにより、確認される場合もあります。

④管内一円(舞鶴野原港高浜線他)道路緊急安全確保小規模改良(構造物)工事他

… 指名競争

意見・質問	回答等
○予定価格が1000万円未満であるので、指名競争入札としているが、本案件のような工事内容であれば一般競争入札でも良いのではないか。	○公契約大綱において、「一般競争入札を基本とし、予定価格1,000万円未満の建設工事は、原則指名競争入札とする。」と定めています。
○本案件であれば、積算ソ	○競争性を高めることは重要であると思いますが、参

<p>フトを使うと、簡単に積算できると思うが、応札額に差異がある。原因として、参加業者数が少ないからだと考えるが、参加業者数が増えるよう要件を緩和すべきではないか。</p>	<p>加資格要件を緩和すると、工事の質も低下することになります。本案件は、一定の期間内に計画的に施工する必要があったため、管内のⅠ・Ⅱ等級から選定しています。</p>
<p>○入札の結果の入札金額であるが、かつては談合があった場合にこの様に並んだ場合があった。この様な懸念はないのか。</p>	<p>○年間に同様の工事が多数あり、業者数も限られる状況においては談合について留意する必要がありますが、行政としては談合等不正が行われないようにしつつ、競争性も確保できるように考えています。</p>
<p>○談合しづらいとされているものに「セカンドプライスオークション」がある。府独自の実験はできないのか。</p>	<p>○地方自治法において入札制度が規定されていることから、府が独自で新たな入札制度を実験をすることは難しい状況にあります。今後研究が進み、国からそのような情報が入れば、検討していきたいと考えています。</p>

⑤平成28年度防災施設整備事業… 随意契約

意見・質問	回答等
<p>○平成 28 年 2 月に発生した、地すべりの状況について教えてほしい。</p>	<p>○当該箇所は、従来から地すべり地形として認識していました。1月下旬に日40ミリを超える降水があったため、平成28年2月2日に地すべり性崩壊が発生したものです。</p>
<p>○本工事の契約締結までの流れについて、教えてほしい。</p>	<p>○2月2日の地すべり性崩壊の発生を受けて、2月12日から別の業者に委託し、調査ボーリングを行い、観測データの収集・解析を6月19日まで実施しました。その間、6月3日に工法を決定した上で、6月6日に見積依頼し、6月9日に見積書が提出され、契約を締結しました。</p>
<p>○なぜ、この業者と随意契約を締結したのか。</p>	<p>○緊急に施工すべき工事であり、本工事を施工できる技術力を有する近畿圏内の業者に施工が可能か否かについて確認しましたが、他工事で施工中との理由で断られました。そこで、府の別工事で、当該現場に近い現場で同種工種を施工中の業者がおり、別工事の機材を利用して工事が可能と判断したことから、随意契約により契約したものです。</p>
<p>○工事の随意契約において、随意契約の相手方の妥当性については毎回議論している。本案件については、契約の相手方を当該企業に限定する理由をもう少し確認する必要があるのではないか。</p>	
<p>○随意契約の相手方を選定する際に、府外業者を選定する際の規定はあるのか。</p>	<p>○そのような規定は、ありません。</p>

⑥京都府茶業研究所製茶棟建築用京都府内産木材… 随意契約（物品）

意見・質問	回答等
<p>○仕様書に京都府内産木材を指定することで、単独随意契約となったのではないか。</p> <p>○木材と工事を別発注した理由を教えてください。</p> <p>○木材と工事を別発注する場合と一括発注する場合では、どれくらいの費用の差が出るのか、試算は行ったのか。</p> <p>○スギやヒノキなどの木材は全国に流通しているため、別発注をしたからといって費用削減ができるとは言えないのではないか。</p> <p>○林業を守るためにも府内産木材を積極的に活用することは良いと思う。当該規格・数量の木材を調達するためには、業者に限定されるが、これは、コストに関わりなく、京都府の方針を優先していると理解して良いか。</p>	<p>○一般住宅において使用する木材であれば、他の業者も調達可能ですが、本件で求める木材調達を行えるものは当該1者のみです。</p> <p>○本工事の施工については、市場で流通していない規格の木材を使用していること、限られた期間内に工事を終える必要があることから、木材と工事を別発注しました。</p> <p>○工事に木材を含めて発注した場合、木材価格を含む直接工事費に共通費が加算されることから、別発注とした方が費用削減できるものと考えています。</p> <p>○当該建築物の建築に際しては、府の「公共建築物等における京都府内産木材の利用促進に関する基本方針」による必要があります。コスト削減という観点も重要ですが、一方で、府が公共施設の建設において積極的に府内産木材を活用することで、府内の林業や地域経済の活性化につながるものと考えています。</p> <p>○本工事で使用する木材のうち市場で流通していない規格の木材は工事と別発注していますが、市場で調達できる規格の木材は、工事に含めて発注しています。</p>